

平成 3 1 年第 1 回臨時会

津別町議会会議録

平成 31 年第 1 回 津別町議会臨時会会議録

招集通知 平成 31 年 1 月 15 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 31 年 1 月 22 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 31 年 1 月 22 日 午前 10 時 39 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 佐 藤 久 哉

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	篠 原 眞 稚 子	○	○	6	渡 邊 直 樹	○	○
2	小 林 教 行	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	巴 光 政	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	佐 藤 久 哉	○	○
5	高 橋 剛	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	宮管 玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	竹俣 信行	○	生涯学習課長	藤原 勝美	○
総 務 課 長	齊藤 昭一	○	生涯学習課主幹	石川 波江	○
総 務 課 主 幹	近野 幸彦	○	学校給食センター主幹	阿部 勝弘	○
住民企画課長	伊藤 泰広	○	農業委員会事務局長	横山 智	○
住民企画課参事	森井 研児	○	選挙管理委員会局長	齊藤 昭一	○
住民企画課主幹	松木 幸次	○	選挙管理委員会次長	近野 幸彦	○
住民企画課主幹	中橋 正典	○	監査委員会事務局長	松橋 正樹	○
住民企画課主幹	加藤 端陽	○			
保健福祉課長	小野 淳子	○			
保健福祉課主幹	千葉 誠	○			
産業振興課長	横山 智	○			
産業振興課参事	小野 敏明	○			
産業振興課主幹	小泉 政敏	○			
建設課長	石川 篤	○			
建設課主幹	石川 勝己	○			
会計管理者	五十嵐 正美	○			
総務課庶務担当主査	菅原文人	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	松橋 正樹	○	事務局臨時職員	安瀬 貴子	○
事 務 局 主 査	小西 美和子	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	7番 山内 彬 8番 巴 光政
2			会期の決定	1月22日 1日間
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5	同意	1	副町長の選任について	
6	報告	1	平成29年度一般会計決算不認定に係る措置の報告について	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまから平成 31 年第 1 回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

7 番 山 内 彬 君            8 番 巴 光 政 君

の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（松橋正樹君） これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりでありますが、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

### ◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] おはようございます。本日ここに第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼を申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、12月定例会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、誠に残念な報告ではありますが、去る1月4日、津別町自治功労者 伊藤稔様をご逝去されました。故人は、永年、交通指導員として、地域住民の交通安全指導にご尽力され、交通事故抑止に向け多大なご貢献をいただいたところであります。生前中の数々のご功績に対し、衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安らかなご冥福をお祈り申し上げる次第であります。

次に、台湾二水郷との中学生交流事業についてであります。1月6日から1月11日の日程で、津別中学校2年生男子3名、女子3名が、中学校教頭、学年担任教諭、教育委員会生涯学習課長の引率により、友好都市彰化県二水郷の二水国民中学校を訪問いたしました。当地では盛大な歓迎を受け、英語、美術などの授業参加や給食、ボルダリングなどを体験し、大変有意義な研修交流となったところです。台湾の文化や

地域の人々の温かさに接し、参加した中学生にとってかけがえのない財産となったことと思います。

なお、本日1月22日から24日までの間、二水国民中学校生徒7名と関係者8名が本町を訪問いたします。津別中学校生徒となお一層交流が深まるよう、受け入れ体制を整えているところであります。

次に、相生総合交流ターミナル「道の駅あいおい」の「クマヤキハウス」オープンについてであります。1月12日、相生振興公社ほか関係者多数のご臨席のもと、オープンセレモニーが開催されました。

北海道を代表するスイーツと言われるようになりました「元祖クマヤキ」の製造施設が老朽化したことから、さらなる知名度アップを目指し「クマヤキハウス」を新築したものです。当日は、多くのクマヤキファンが行列をなすなど、好調なスタートを切ったところです。今後におきましては、クマヤキのバリエーションの一つとしてサブレの製造も検討されていることから、大いに期待するところであります。

なお、今議会におきまして、副町長の選任にかかる同意案件を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告といたします。

○議長(鹿中順一君) ただいまの行政報告に対し質疑を受けます。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 以上で行政報告を終わります。

#### ◎同意第1号

○議長(鹿中順一君) 日程第5、同意第1号 副町長の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤多一君) ただいま上程されました同意第1号につきまして提案理由をご説明申し上げます。

来る1月24日をもって任期満了となります副町長の選任についてであります。伊

藤泰広現住民企画課長を選任いたしたく同意をお願いするものであります。

議員の皆さまには既にご承知のことと思いますが、伊藤泰広住民企画課長は、津別町本町 \* \* \* \* に居住し、昭和 35 年 \* \* \* \* 生まれの 58 歳であります。昭和 58 年 3 月に \* \* \* \* \* を卒業後、同年 4 月に津別町役場に奉職し、財務課税務係、企画振興課企画統計係、税務財政課財政係長、総務課庶務係長を経て、平成 23 年 4 月に住民生活課主幹、平成 27 年 4 月より現在の住民企画課長を務めております。伊藤泰広課長は、オホーツク管内町村会の職員研修講師の資格を有し、これまで本町の職員のみならず管内の町村職員の資質向上の一翼を担ってきたところであります。また、チェリストとして北見室内管弦楽団に所属するとともに、毎年本町で開催される日本フィルセミナーにも参加するなど、芸術分野にも高い関心を有する人物であります。また、毎月開催の政策調整会議の進行役を担当するとともに、現在推進している地方創生事業の統括課長としての任にあたるなど、職員を統率するに十分な経験を有する人材であると考え、地方自治法第 162 条の既定により、副町長選任の同意を求めたく、提案させていただきますので、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第 1 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、同意第 1 号は同意することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 9 分

再開 午前 10 時 11 分

○議長(鹿中順一君) 休憩を閉じ再開します。

◎報告第1号

○議長(鹿中順一君) 日程第6、報告第1号 平成29年度一般会計決算不認定に係る措置の報告についてを議題とします。

町長から、平成29年度一般会計決算不認定に係る措置の報告について、地方自治法第233条第7項の規定により、報告書の提出がありましたので本臨時会に報告するものであります。

内容の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤多一君) 私のほうから平成29年度一般会計決算不認定に係る措置の報告をさせていただきたいと思います。

平成30年11月30日に開催されました第5回臨時議会におきまして、平成29年度津別町一般会計決算が不認定となったところでございます。問題発生の実態関係と原因の調査及び再発防止に向けて取り組みを続けてきたところであります。12月の定例議会の行政報告におきまして、このように述べさせていただきました。最後のくだりでありまして、今後におきましては、懲戒処分等審査委員会での当該職員の処分審査はもとより、津別町不適正事務処理再発防止検討委員会において、再発防止に向けた具体策の検討を進めており、再びこのような事態が起こらないよう対応していく考えであります。とともに、この議会におきまして、3役の給与のカットを申し出たところでございます。11月30日、そして12月の定例会で皆さんにおわびを申し上げたところでありまして、昨日の給料の支給日でありましたけれども、それぞれ3役ともに、給料のカットを行わせていただいたところでございます。これからの方向につきましては、既に1月11日付で公告をするとともに、津別町ホームページにおきまして、職員の不適正な事務処理の再発防止への取り組みについてアップしているところでございます。具体的な内容につきましては、この後担当課長のほうから説明させていただきますけれども、この機会を通じてこうしたことがありまして、これまで津

別町になかった工事検査要領、こういったものを道のものをモデルといたしまして、今策定作業がほぼ完了したところでありますけれども、2月の委員会で皆さまにも協議をさせていただき、そして4月1日からスタートできる方向で取り組んでまいっているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは担当課長のほうから説明を申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） それでは、私のほうから報告第1号の平成29年度一般会計決算不認定に係る措置の報告について、その詳細についてご説明させていただきたいと思ひます。

本件につきましては、平成29年度一般会計決算の不認定を踏まえ、地方自治法第233条第7項の規定により、講じた措置を平成31年1月11日付をもって、津別町議会議長にあて報告したものでございます。

別紙により、平成29年度一般会計決算不認定に係る措置についてご説明申し上げます。不認定日は、平成30年11月30日であります。不認定の理由の説明は省略させていただきます。講じた措置は、1、組織及び仕組みの対応策として4項目。2、管理職としての対応の徹底として6項目。3、その他の対応の徹底として4項目の措置を講じることといたしました。この詳細は、事実経緯及び原因を含め、別冊の説明資料に基づきご説明申し上げますので、説明資料の職員の不適正な事務処理の再発防止への取り組みについてをご覧願ひます。

件名を平成29年度農業者トレーニングセンタートレーニング室増築工事における不適正な事務処理として、このたびの一連の不適正な事務処理と、その不適正な事務処理の結果、第5回臨時議会において、平成29年度津別町一般会計決算が不認定となりました事態を重く受けとめ、再発防止策の具体化に向けた検討を全庁的に行う組織として、津別町不適正事務処理再発防止検討委員会を設置し、事案の検証と再発防止の検討を進め、再発防止への取り組みをまとめたものでございます。

1ページをご覧願ひます。再発防止に向けた取り組みと、その経過についてですが、1、検討委員会の開催経過につきましては、11月27日と12月5日に先行して審査が進められた懲戒処分等審査委員会で明らかとなった事実経緯を受け、記載の

ように 12 月 11 日に第 1 回検討委員会を開催し、1 月 8 日までの間、4 回にわたる検討を行ってきたところでございます。

2 ページをご覧ください。2 の事実経緯については、(1) 平成 29 年度に実施したトレーニング室増築工事において、9 月中旬において、現場監督員は、請負業者から施設の竣工図面に記載されている自動火災報知機に使用する予備配線が実在しない報告を受けていました。平成 30 年 1 月において、施設管理所管課長は、現場監督員から自動火災報知機設置は消防法上必要な設備であることから、設置しなければ消防検査等に合格できないことと現工事費内での実施は総体的に行えないので、予算補正の相談をされました。施設管理所管課長の受けとめは、新たに自動火災報知機の配線工事を行うことを認識しましたが、時期的に予算補正の対応は難しいと独自に判断し、現工事費の中でやりくりしてほしいと回答しました。これを受け、現場監督員は、現工事費の中でやりくりするために、電気工事施工業者との協議に移ったものであります。

(2) 現場監督員は、現状において、トレーニング室で使用する電気容量を賄えることから、設計に含まれている受変電設備工事を取りやめ、消防検査等に合格させることを優先し、自動火災報知機配線工事等に振り向けることといたしました。

一方、施設管理所管課長は、追加工事となった自動火災報知機配線工事等は、全体工事費でやりくりしたものと解釈していました。このことは、この間の調査において、自動火災報知機配線工事の実施に向け、現場監督員から施設管理所管課主事及び主幹を介して、電気工事施工業者へ見積書の提出を依頼したところ、「既に自動火災報知機の配線工事は終了した」との回答を受け、施設管理所管課主幹は、工事請負費総体の中でやりくりしたものと受けとめました。この報告を受けた現場監督員は、電気工事施工業者と施設管理所管課主幹の間の協議において、自動火災報知機に使用する配線工事を優先するために、受変電設備工事を振り向けたことが了解されたものと受けとめ、同様の報告を受けた施設管理所管課長は、電気工事施工業者と現場監督員の間での協議において、全体工事費の中でやりくりをつけたと認識していたことが確認されました。

(3) 平成 30 年度に実施した中央公民館高圧受電設備機器更新工事に、平成 29 年度に実施しなかった受変電設備工事を盛り込み実施された件については、現場監督員

は、施設管理所管課主幹に相談し、施設管理所管課長及び主幹との協議の結果に基づいて、工事を行うこととなったとのことですが、施設管理所管課長及び主幹が受けとめていたのは、平成 29 年度に実施されたトレーニング室増築工事において、受変電設備工事は、設計どおりに実施していたものと思いでいたことから、今後新たな電気機器の増設に備え、受変電設備工事を盛り込まれたものとの認識であったことが確認されました。

(4) においては、平成 29 年度追加工事及び平成 30 年度に振り向けた工事の内容についての確認結果でございます。①平成 29 年度トレーニング室増築工事において、受変電設備工事を行わず、既設電源から電気を取り、自動火災報知機の配線工事に振りかえた金額の差及びその他の工事が適正に実施されていたかについて、設計内訳と工事竣工後の現場、完成写真、完成書類を照合し、工事内容の検証を行った結果、請負額 5,484 万 2,400 円に対し、確認した工事金額は 5,497 万 2,000 円となり、差し引き 12 万 9,600 円を請負業者が負担していることになっていました。

4 ページをご覧ください。②平成 30 年度中央公民館高圧受電設備機器更新工事については、平成 29 年度において未実施の受変電設備工事相当額と平成 30 年度に実施の受変電設備工事の金額の差について、設計金額での比較を行った結果、平成 29 年度未実施分は 176 万 400 円で、平成 30 年度実施分は 228 万 9,600 円で、差し引き 52 万 9,200 円の増となっていました。

この金額の差は、平成 29 年度未実施分においては、屋内天井裏に配線を通す工事内容であったものを、平成 30 年度実施においては、工期短縮のため屋外地下埋設に工法の変更を行ったことによるものであることが確認されました。

③以上のことから、平成 29 年度に設計書にありながら実施しなかった工事と、設計書にない追加工事に係る相当経費及び平成 29 年度に実施しなかった工事と平成 30 年度の工事に盛り込まれて実施した工事に係る相当経費の詳細の調査の結果、工事代金の不正な支出及び横領など、金銭にかかわる問題の存在のないことが確認されました。

次に、3 の不適正な事務処理の原因についてであります。このたびの事案は、関係者からの報告及び現場確認の結果、施設管理所管課長及び主幹並びに現場監督員 3 者において、事実経過の報告及び方針決定に係る書類を残していなかったことから、そ

それぞれの行き違いが発生したことが大きな原因であります。

これらの背景には、予算の執行を監理する施設管理所管課と工事の進行を監理する現場監督員間における意思の疎通と事務手続きの不備が不適正な事務処理となった根底にあります。また、施設管理所管課、現場監督員及び電気工事施工業者3者による打ち合わせの実態が全くなく、施設の実情と対応すべき課題について共通の認識を持つ場がなかったことも原因であります。

このことから、(1) 現場監督員においては、①施設管理所管課長及び主幹との適確な打ち合わせに欠け、工事執行に係る現場の状況が正確に伝わっていなかったこと。②施設管理所管課及び電気工事施工業者との打ち合わせに関する協議記録を残しておらず、方針決定に係る経緯が上司に伝わっていなかったこと。③請負工事の設計内容を変更するにあたり、協議記録を残し町長への報告を怠ったことであります。

(2) 施設管理所管課管理職においては、①請負工事費総体が、当初の時点から厳しい状況にある中での追加工事の発生となったことを承知しながら、独自の判断で現工事費の中でやりくりしてほしいとの回答にとどまっていたこと。②工事の完成検定において、追加工事があったことを承知していたにもかかわらず、増築したフロアのみを検定となり適切な検定業務を怠ったこと。③工事の執行及び検定において、現場監督員任せとなっており、予算執行にあたり適切な監理監督を怠ったこと。⑤現場監督員及び電気工事施工業者との打ち合わせに関する協議記録を残しておらず、方針決定にかかる経緯が上司及び財政担当職員並びに建設課管理職に伝えていなかったこと。⑥平成30年度に実施した工事に、平成29年度に実施しなかった受変電設備工事が盛り込まれ、さらに地下埋設となる工法の変更の内容を把握していなかったことであります。

これらの不適正な事務処理の原因を受け、4の再発防止に向けた具体策としてまとめたものでございます。(1) 組織及び仕組みの対応策として①実施設計委託の業務検討過程に建築技師を加え、工事着手前から現場の状況把握が図られるようにする。②契約金額が5,000万円(額は要検討)を超える大規模工事については、その内容に応じ工事監理委託を行う方向でルールづくりを検討する。③検査要領を定め、検査の質の向上を図る。④検査要領に関する職員研修を行うとしました。②の工事監理委託の

ルール及び③の検査要領を定める件については、平成 30 年度から実施することとし、2月開催の所管委員会に提示できるよう準備を進めているところでございます。

(2) 管理職としての対応の徹底として、①施設管理所管課が主体となり、工事執行に係る定期的な打ち合わせを行い、技術者任せにしないチェック体制を図る。②施設管理所管課においては、必要に応じ建設課監理職及び財政担当職員を加え、工事の進捗管理を行い、問題発生を未然に防ぐ対応を図る。③打ち合わせ結果は、業務報告もしくは協議記録を残し、建設課管理職及び財政担当職員の合議により情報の共有を図る。④技術的な専門性が求められる内容であっても、技術者任せとはせず、内容の理解に努める。⑤予算の確保及び執行にあたっては、施設管理所管課の責任において、監理監督に努める。⑥すべてにおいて、対応結果の確認を徹底するとしました。

(3) その他の対応の徹底として、①報告・連絡・相談の徹底はもとより、その質の向上を図る。②報告・連絡・相談にあたっては、急を要する場合は、まずは口頭での対応を行い、必要に応じ文書をもって記録を残す。③施工業者との打ち合わせは、複数で行うことを徹底し、打ち合わせの内容は記録に残し、透明性を確保する。④施工業者との打ち合わせ記録は、必ず施設管理所管課の合議を受け、情報の共有を図るとしました。

なお、この津別町職員の不適正な事務処理の再発防止への取り組みについては、地方自治法第 233 条第 7 項の規定により、平成 31 年 1 月 11 日付をもって告示するとともに、津別町ホームページに登載し、公表したところでございます。また、このたびの再発防止に向けた取り組みについては、既に管理職を通じ全職員に周知するとともに、2月開催の庁議において再度の徹底を図ることとしています。

最後になりましたが、12月19日に開催いただいた第4回議会全員協議会に提示した資料と同様のものをもって、12月14日と1月8日に、監査員へ事実経過と原因の説明を行うとともに、再発防止策についての考えを提示し、質疑の後、ご意見をいただいておりますので、いただいたご意見の要点をご報告申し上げます。

その一つ目は、数的に大きなミスはないものと受けとめているが、業者からの数字の裏付けがあるともっとよいと感じた。事務処理ミスであって不正はないものと受けとめている。事実経過については、報告資料をもって了承する。

二つ目は、印象として当初の対応が後手に回っていたと認識している。担当者の責任とはいえ、組織で仕事をしている以上、組織としてどう対応するのかということが必要であったと思う。そうすることでずるずると長引くようなことにならなかったのではないかと思う。内部統制の徹底に行きつく事案であると考えている。

三つ目は、小さなことや些細なことだからこそ、普段の対応をきちんとしていかなければならないことだと思う。このたびの問題を今後に活かしていただきたいと思う。という総括的な講評を受けたところであり、このたびまとめた再発防止策の実践はもとより、ご指摘の内部統制の徹底に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、報告第1号 平成29年度一般会計決算不認定に係る措置の報告についての説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） このたびの生涯学習課が所管する一連の工事における不適正な事務処理の結果、議員各位、町民の皆さまからの信用を失う事態となりましたことを生涯学習課職員を監理監督する立場として深く反省し、心からおわび申し上げます。懲戒処分等審査委員会の決定内容を重く受けとめるとともに、不適正事務処理再発防止検討委員会から示された再発防止対策を順守徹底してまいります。また、管理職から若い職員まで、信頼と連携を基盤とした職場づくりに向けて意識を一つにして、協力した業務に邁進することで、反省と誠意を示してまいります。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（鹿中順一君） それでは、質疑を許します。

4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君） 今回の不祥事は、建設工事を抱えている、ここばかりでなくいろいろな年間建設工事があるわけですが、やっぱり担当管理職が現場へあまり行っていないのではないかという感じがします。そういうことで、やっぱり担当課長は時間をつくって、何回も現場へ行って見る必要があると思うのですが、その辺について何かあれば伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（竹俣信行君） ただいまのご意見ごもつともだと思います。これからの再発防止策も含めて検定前の工事の進捗の時点でも、今議員からご指摘ありましたことを考慮した中で、これからの対応を進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君） 建設事業いろいろあると思えますけれども、そういう中でやはり技術者任せが多いのかなと。過去に監査委員をやらせてもらった経過の中から、そんなふうに感じております。そういうことですので、二度と起こさないようにぜひともしていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

以上、報告済みといたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 36 分

再開 午前 10 時 38 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開いたします。

#### ◎閉会の宣言

○議長（鹿中順一君） 以上で本臨時会の日程はすべて終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

平成 31 年第 1 回津別町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前 10 時 39 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員